

会 議 録

会議の名称	平成 23 年度第 2 回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	平成 23 年 10 月 21 日（金） 開会；午前 10 時 00 分・閉会；午前 10 時 20 分
開催場所	行田市役所 2 階 203 会議室
出席委員氏名	蔭山好信、鷺尾祐喜義、西山カツ枝、荒木みどり、松田重俊、井上文子、金木長子
欠席委員氏名	市橋佑介、堀口貴子
事務局	藤井総務課長、江利川総務課主幹、白井総務課主査、岡野総務課主任 浅見税務課主幹、柿沼福祉課主査
会議内容	委嘱状交付、会長、副会長互選 議 事 （１）罹災証明の受付簿の情報提供について（目的外利用等した場合の本人通知の省略） （２）「災害時要援護者台帳整備」に係る個人情報の収集について（本人以外から個人情報収集した場合の本人通知の省略）
会議資料	（資料名・概要等） 資料 1 情報公開・個人情報保護制度の運営に係る意見諮問書（税務課） 資料 2 情報公開・個人情報保護制度の運営に係る意見諮問書（福祉課）
その他必要事項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局長	開会に先立ち委嘱状交付を行う旨説明。
市長	委嘱状交付及び挨拶。
事務局長	<p>1 開会</p> <p>傍聴について、傍聴者なしを報告。</p>
事務局長	<p>2 会長、副会長互選</p> <p>規定、方法につき、事務局より説明。</p> <p>引き続き、会長を蔭山委員に、副会長を鷺尾委員にお願いしたい旨を提案。</p> <p>各委員賛同し、蔭山委員、鷺尾委員も了承。</p>
会長	3 挨拶
会長	<p>4 議事</p> <p>（1）罹災証明の受付簿の情報提供について（目的外利用等した場合の本人通知の省略）を議題とする。</p> <p>事務局に説明を求める。</p>
税務課	<p>資料1に基づき、案件の概要を説明。</p> <p>税務署に提供したデータは、住所、氏名、罹災証明の証明番号、受付日である。件数は263件で、紙と電子データでの提供を行った。</p>
会長	<p>第7条第3項に、実施機関は、目的外利用したときには、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでないという規定があるので、本人に通知をする必要があるかどうかについてご審議願いたい。</p> <p>意見等があるか問う。</p>

委員	<p>公益的なことで、本人に不利益はないと考えられるが、いかがか。</p> <p>特に問題はないという意見でよろしいか。</p> <p>委員全員承認</p>
会長	<p>審議会の意見としては、本人通知の省略は問題ないという結論となった。</p>
会長	<p>次に、(2)「災害時要援護者台帳整備」に係る個人情報の収集について(本人以外から個人情報収集した場合の本人通知の省略)を議題とする。</p> <p>事務局に説明を求める。</p>
福祉課	<p>資料2に基づき、案件の概要を説明。</p>
会長	<p>案件は第6条第3項第7号の規定に該当するということだが、第6条の第4項に、実施機関は、本人以外の者から個人情報を収集したときには、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要ないと認めるときは、通知しなくてよいという規定があるので、この規定に該当するかどうかをご審議願いたい。</p> <p>意見等があるか問う。</p> <p>要支援者の台帳を作ること自体が公益的なことで、これを一元管理することは様々な時に役に立つと考えられ、それを本人に通知する必要はないと考えられるが、どうか。</p>
委員	<p>委員全員承認</p>
会長	<p>審議会の意見としては、本人に通知する必要はないという結論となった。</p>

事務局長

5 閉会